

# 提出議案一覧表

議案番号	件名
第 1 号議案	地域主権改革の推進及び地方行財政の充実強化について
第 2 号議案	地震・防災対策の充実強化について
第 3 号議案	社会福祉施策の充実強化について
第 4 号議案	保健・医療施策の充実強化について
第 5 号議案	生活交通対策の充実強化について
第 6 号議案	環境及び廃棄物・リサイクル対策の促進について
第 7 号議案	教育・文化施策の充実強化について
第 8 号議案	都市基盤の整備促進について
第 9 号議案	農林施策の充実強化について
第 10 号議案	経済・雇用施策の充実強化について

## 第1号議案

# 地域主権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

(東 海)

都市自治体は厳しい財政状況の中であって、地域が持つ特性や住民ニーズに対応した身近な行政サービスを、自らの政策と財源により提供するため、徹底した行財政改革への取り組みが必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

## 記

### 1. 地域主権改革の推進について

- (1) 都市自治体の自主的かつ自立的な行財政運営のため、権限移譲、義務付け・枠付けの更なる見直しを行い真の分権型社会を実現すること。
- (2) 現在進められている出先機関改革の新たな広域的実施体制の制度設計について、その検討及び事務・権限の移譲に当たっては、都市自治体の意見を踏まえた具体的かつ十分な議論を行うこと。

### 2. 地域自主戦略交付金について

- (1) 地域自主戦略交付金は過渡的な制度とし、地方税財政制度全体のあり方の中で、今後の運用等を議論すること。  
また、その交付金総額は、国と地方の協議の場等で合意形成を図り、十分な予算を確保すること。
- (2) 投資的補助金から地域自主戦略交付金への移行に当たっては、公共事業予算の変動が大きい都市自治体であって、毎年度の事業実施が計画的、効率的にできるよう弾力運用が可能な制度とすること。
- (3) 都市自治体における事業は、年度ごとの事業量変動が大きく多岐にわたり、関係府省との事業調整及び事務手続きに相当の日数を要することが想定されるため、都市自治体の実情にあった主体的な事業展開が図れるよう、流用等の事務手続きが簡素化され、迅速に実施が可能になるような制度設計をすること。

### 3. 地方分権一括法について

- (1) 事務事業の移譲が円滑に行われるために必要な財源確保、事務処理経費の交付金措置及び市町村のサポート体制を構築すること。
- (2) 第3次一括法等の関係法律整備に伴う政省令等の改正は、都市自治体の条例整備に要する期間を勘案すること。

#### 4. 臨時財政対策債制度の見直しについて

地方財政における財源不足に対して、国は地方交付税法第6条第1項に定める率の改定を行うことなく、その大部分を臨時財政対策債により補てん措置を講じてきた。

については、地方交付税で措置すべき地方の財源不足に対して、将来の地方交付税措置により特例で地方債を発行する現行の臨時財政対策債制度を、抜本的に見直すこと。

#### 5. 光ブロードバンド環境の早期実現について

地域間の光ブロードバンド整備の進捗度合いにより、地域間に情報格差が大きくなっている。今後のクラウドコンピューティングへの移行や大規模災害時のデータバックアップ等にも資することから、通信事業者へ働きかけも含め光ブロードバンド環境の整備推進を図ること。

#### 6. 自治体クラウドの通信回線について

自治体クラウド導入のための通信回路冗長化整備（バックアップ回線や通信機器の二重化）に、財政支援をすること。

#### 7. 地上波テレビ放送のデジタル化に伴う新たな地域間格差の是正について

地上デジタル放送の区域外再送信については、CATV事業者や辺地共聴施設等により地上アナログ放送時に視聴していた地域において、地上デジタル放送の区域外再送信の同意を速やかに行うよう、放送事業者に対して再送信の同意に係るガイドラインの適正な運用を指導すること。

#### 8. 地上デジタル放送の視聴に係る地域の格差是正等について

地上デジタル放送移行後においても、地上デジタル波中継施設の整備など地上デジタル放送送受信環境整備事業を推進し、高速モバイル通信等の新たな技術による地域の情報通信格差是正推進施策を創設すること。

併せて、難視聴対策区域外でケーブルテレビによってのみ視聴可能な区域については、ケーブルテレビ事業者に対して、引き続き地上デジタル放送の再送信サービスの提供及び低廉な利用料金の設定について要請すること。

#### 9. 地域情報プラットフォームを活用した情報システム導入に対する財政支援について

地域情報プラットフォームを活用した情報システムを導入する都市自治体に、財政支援をすること。

#### 10. 本人通知制度の整備について

戸籍謄本や住民票を、本人の代理人や第三者に交付した場合に、本人に交付した事実を通知する「本人通知制度」の戸籍法及び住民基本台帳法の法整備を講じること。

#### 11. 円滑な統計調査の実施に向けた環境整備について

国の基幹統計調査を都市自治体を実施する場合に、当該調査が円滑に実施できるように、事前にテレビ等の媒体により周知徹底を図ること。

#### 12. 最高裁判所裁判官国民審査について

衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査の、期日前投票及び不在者投票の期間が異なるため、早期に法整備をすること。

## 第2号議案

# 地震・防災対策の充実強化について

(東 海)

近い将来の発生が懸念される東海・東南海・南海地震に伴う巨大津波や地球温暖化等により大型化する台風、頻発する集中豪雨など自然災害の脅威が増している。

国民の生命と財産を守るため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策は、喫緊の課題であり、既存の法制等にとらわれることなく、迅速かつ万全の対策が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

#### 1. 地震・津波等に関する総合的な対策の強化について

- (1) 東海、東南海、南海地震の3連動地震に関して信頼できる被害想定を早急に策定し公表すること。併せて、新たな想定に基づいた都市自治体の防災対策に、十分な財政措置を講じること。
- (2) 地域防災計画等の見直しにより新たに必要となった防災対策については、国庫補助事業として実施できるよう既存の枠組みにとらわれない柔軟な財政措置を講じること。
- (3) 液状化の発生メカニズムの解析と液状化対策の調査研究を進めるとともに、被害が発生した場合の住宅修繕への財政支援や公共施設の復旧に向けた指針を作成すること。
- (4) 迅速で安全な避難誘導體制の確立に必要なGPS波浪計の伊勢湾口への早期設置及び本格運用に着手すること。
- (5) 農地への避難施設の整備に関し、現行の「農地法」「農業振興地域の整備に関する法律」等の審査手続きを簡素化すること。

#### 2. 地域防災力の強化について

- (1) 地域の防災力を強化するため、ハザードマップ作成、防災リーダー育成及び防災教育等の減災事業支援制度を創設すること。
- (2) 消防団員の確保に対する支援及び消防団の体制強化に向けた消防自動車更新事業等の財政措置を拡充すること。
- (3) 大規模災害時には、より多くの人的支援が必要なことから、水防団が消防団と同様に地域の防災組織として活動できるよう、専任水防団活動の公務範囲を拡大し明確化

すること。

### 3. ライフラインの強化について

- (1) 地域高規格道路を早期に整備し、災害時の緊急輸送道路の確保に努めること。
- (2) 災害時の拠点病院や避難所等のライフライン確保のため、管路や水源地等の水道施設の耐震化事業費について、新たな国庫補助制度を創設するとともに、水道水源開発等施設整備国庫補助金の採択基準を緩和すること。

### 4. 公共施設の耐震化の促進について

- (1) 主要な災害時行政拠点施設の耐震化工事を早期完了するため、新たな補助制度を創設すること。
- (2) 防災拠点施設である消防庁舎建替えに対する財政措置を拡充すること。
- (3) 指定避難所として指定され、耐震化や防災機能が脆弱な社会教育施設等については、早急に耐震化等整備ができるよう支援制度を創設すること。
- (4) 多数の人が出入りする文化・スポーツ施設等の地震によるつり天井の崩落を防ぐ耐震改修に対する財政措置を講じること。
- (5) 小中学校施設の耐震化工事を早期に完了するため、財政措置の継続確保及び拡充に併せ、国庫補助金及び補助単価等の引き上げ措置を講じること。
- (6) 地震防災対策特別措置法の地震防災緊急事業五箇年計画の対象外となっている学校教育施設も、計画対象建物と同様に特別措置対象に該当するよう基準緩和措置を講じること。
- (7) 東日本大震災では、自動車専用道路の盛土により津波被害が軽減されたことから、海岸地域にある国道は津波対策を踏まえ整備すること。
- (8) 消防設備に対する補助メニューの拡大と実質的補助率を引き上げること。
- (9) 災害復旧事業により行う施設改修については、要件緩和措置を講じること。

### 5. 津波避難施設の整備促進について

- (1) 津波避難タワー等の早期建設を進めるため、津波浸水高等に応じた設計指針を作成し、公表すること。
- (2) 津波避難タワー等避難施設の整備に対する国の財政措置を拡充するとともに、避難路の整備、停電時に使用可能な蓄電機能を備えた避難誘導灯等への財政措置を継続すること。
- (3) 東日本大震災の津波避難において、高速道路が有効な避難場所であったことから、高速道路に緊急一時避難場所を設置すること。

### 6. 港湾・海岸・河川の防災機能の強化について

- (1) 港湾の津波防災機能を強化するため、高潮防波堤、防潮堤等の機能強化を講じること。
- (2) 大規模地震に伴う津波被害を軽減するため、強振動にも耐えられる海岸堤防の整

備・補強に対する財政措置を拡充すること。

- (3) 七里御浜海岸、布施田地区海岸等の無堤防区間、未整備海岸を早期に整備すること。
- (4) 河川の氾濫により家屋の床上浸水が頻発する地域については、河床の定期的堆積土砂撤去に対する財政措置を講じること。

#### 7. 災害拠点病院の防災対策について

災害復旧作業の長期化に備え、周辺病院のバックアップ体制を確保するため、災害拠点病院において必要な燃料、食料等の備蓄に対する財政支援制度を創設すること。

#### 8. 情報伝達体制の充実強化について

- (1) 消防救急無線のデジタル化整備に対し、財政措置を拡充すること。
- (2) 高速道路等の無線基地局や消防救急無線通信補助設備は、消防救急無線のデジタル化整備に合わせ、総務省消防庁と国土交通省間で調整し明確化を図ること。
- (3) 消防救急無線のデジタル化が進められている中、中山間地の防災行政無線については、期限を定めた画一的なデジタル化を進めないこと。
- (4) 住民への情報伝達手段の充実を図り、迅速・正確な防災情報の伝達により減災に寄与できる同報無線のデジタル化を促進するため、新たな財政措置を講じること。
- (5) 災害時の重要な情報伝達機関であるコミュニティFM放送局について、インフラ整備及び行政機関がコミュニティFMを通じて行う情報伝達事業に対して財政支援を講じること。

#### 9. 住宅の耐震対策等の促進について

- (1) 大規模地震災害に向けた住宅耐震化を促進するため、住宅の耐震補強工事に対する補助要件の緩和や補助率の拡充措置を講じること。
- (2) 倒壊の危険性のある老朽住宅等については、解体撤去等が促進されるよう法整備や財政措置を講じること。併せて、解体撤去後の土地の固定資産税が急激に上がらないような措置を講じること。

#### 10. 原子力発電所の再稼働について

原子力発電所の再稼働における判断基準や対応について、全国の自治体に情報提供や説明を十分に行い、電気事業者には施設の万全な安全対策を施すよう強く指導を行うこと。

#### 11. 放射能に汚染された下水処理副次産物の処理に対する損害賠償について

福島第一原発事故による放射性物質の飛散により、下水処理施設の脱水汚泥等を再利用した副次産物から高い放射線数値が検出され、脱水汚泥搬出先の受入停止により、汚泥の放射性物質測定や高額な受入先への搬出を余儀なくされている。それらに対する、原子力災害の損害賠償が早期に実行されるよう、電力会社に対し指導すること。

## 社会福祉施策の充実強化について

(東 海)

少子高齢化の進展や年金制度の厳しい将来見通しなど、社会福祉制度に対する不安感が顕在化しつつある中、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためには、都市自治体が様々な社会保障サービスを持続的に供給できる環境の整備が不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

#### 1. 国民健康保険制度の抜本的な改正について

- (1) 国民皆保険制度を堅持するために、医療保険制度を一本化すること。
- (2) 医療保険制度を一本化するまでの間は、国の責任において財政基盤の強化を図ったうえで、都道府県単位に広域化し、都市自治体との適切な役割分担のもと、国民健康保険制度の再編・統合等を行うこと。  
また、広域化に向けて、適切かつ十分な財政措置を講じるとともに、広域化に向けた法令整備を進めること。
- (3) 都道府県を保険者とした新しい国民健康保険制度に移行するまでの間、都市自治体における国民健康保険の安定的かつ持続的な運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国民健康保険財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。  
特に、平成24年度における国庫負担割合の引下げについては見直しを行うこと。  
また、保険者の責に帰さない新たな国民健康保険調整交付金を創設し、基礎自治体間の保険料負担格差是正の措置を講じること。
- (4) 制度の移行に際しては、都市自治体の負担増を招かないよう電算システムの改修経費等について必要な財政措置を講じるとともに、被保険者や現場に混乱を招くことのないよう十分な準備・広報期間を設けること。
- (5) 社会保障制度の充実のために都市自治体が各種医療費助成を主体的に実施する際の国庫支出金減額措置を廃止すること。
- (6) 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置について廃止を含め大幅な見直しをすること。
- (7) 新たに計画する高齢者医療制度においては、高齢者医療のあり方を定めるとともに、

国の責任で持続可能な制度を構築すること。

## 2. 急速な高齢化に対応した介護保険制度について

- (1) 介護保険制度の安定的な運営を図るため、財源を確保したうえで、国庫負担率の引上げ等の抜本的な制度の見直しを行うこと。
- (2) 介護保険調整交付金の検証とともに、新たな視点を加えた算定方法の検討を行い、第1号被保険者に対する費用負担の公平性を確保する制度を構築すること。
- (3) 介護給付費負担金については、都市自治体に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整負担金は別枠化すること。
- (4) 要介護者に対する直接的なサービスは介護給付費で対応すべきであるが、低所得者対策など国民に共通する経費は国費で負担すること。
- (5) 今後の介護保険制度の見直しに当たっては、混乱を招かないよう、都市自治体の意向を十分反映するとともに、十分な準備期間を設け、国民に周知徹底すること。

## 3. 障害者施策の充実強化について

- (1) 障害者自立支援法の地域生活支援事業補助額について、補助率が年々下がり続ける現状を改め、法に基づき満額を支給すること。
- (2) 障害児通所支援事業のうち重症心身障害児通園事業から移行した支援について、利用者負担がなくなるよう児童福祉法の整備を行うこと。
- (3) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスのうち、医療型短期入所サービス費、重度障害者包括支援サービス費及び療養介護サービス費は、単独で事業経営が成立する報酬単価を設定すること。
- (4) 18歳以上の障害児施設入所者に係る障害者自立支援給付費など、障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により新たに都市自治体の財政負担が生じた事業について、国庫負担率の改正など都市自治体の負担を軽減するための対策を講じること。
- (5) 障害者の就労支援のため、障害者及び支援員を一定期間雇用した場合に必要な経費は、国が全額負担すること。
- (6) 障害者に対する有料道路通行料金割引措置については、福祉事務所の障害者割引車両証明等事務を廃止し、道路株式会社等と申請者間での確認手続に一元化すること。

## 4. 少子化対策及び子育て支援施策の充実強化について

- (1) 児童手当等の子育て世代への現金支給制度について、より簡素な制度を導入して都市自治体の事務負担を軽減するとともに、システム改修以外の事務経費も国が全額負担すること。

また、今後の制度改正においては、制度の周知等のために法案成立から施行までの期間を十分確保すること。

- (2) 待機児童を抱える都市自治体の少子化対策を促進するため、公立保育所整備に国庫補助金を交付すること。

(3) 国からの現金支給制度の変更や税制改正により保育料等の費用徴収制度に影響が生じないように、安定した費用徴収制度を導入すること。

また、国民にとって分かりやすく都市自治体の負担軽減に資する簡素な制度とすること。

(4) 母子・寡婦福祉資金の貸付並びに母子家庭自立支援給付金の支給対象に、父子家庭の父を含めるよう事業を拡大し、財政措置を講じること。

#### 5. 生活保護制度の適正化について

(1) 国の責務である生活保護制度について、国庫負担割合を4分の3から人件費を含めた費用全額へと引き上げること。

(2) 入国後に生活保護申請をする外国人に対し、上陸時の審査（在留期間の生計維持を保證する身元保証書等の書類審査）及び都市自治体が審査書類の提示を求めた場合の提示指導等の徹底を図ること。

#### 6. 民生・児童委員の活動費等について

民生・児童委員の活動費のうち、実費弁償等を都市自治体が負担しているが、国で給与等を支給するなど財政措置を強化すること。また、改選時期を地域の実情に合わせ柔軟に設定できるよう法整備等を行うこと。

## 第4号議案

# 保健・医療施策の充実強化について

(東海)

誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の構築には、少子高齢化の進展への対応や地域医療の確保をはじめとした医療・福祉施策の一層の推進が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

## 記

### 1. 地域医療の充実と医師等の確保対策について

- (1) 地域医療を支える地方病院や自治体病院の経営を安定化させ、地域医療をはじめ救急・小児及び周産期医療等に係る医師等の偏在解消に向けた施策の充実と、抜本的な医師確保対策及び十分な財政措置を講じること。
- (2) 医師に対し、人口実態に即した再配分、一定期間の地域医療従事への義務付け、地域間・医療機関間及び診療科目間の偏在解消策を、積極的かつ具体的に講じること。
- (3) 医師不足等により困難化する救急医療体制の存続のため、一次・二次救急医療のすみ分けによる二次救急医療機関の負担軽減やコンビニ受診の抑制など、早急に二次救急病院の体制強化に向けた環境整備及び財政措置を講じること。
- (4) 医師臨床研修制度について、医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、研修医受入れ地域・病院の偏在を解消するため、一定期間の地域医療従事の義務化など適正配置に向けた制度の見直しを行うこと。
- (5) 地域における適正な医師養成数を確保するため、県の人口に応じた医科系大学を新たに設置すること。
- (6) 地域の中核病院と開業医との役割分担を明確化し、病診連携を進めるため、電子カルテの広域化を推進すること。
- (7) 医療圏ごとに設定されている基準病床数について、都道府県などが地域医療の実態を踏まえて病床削減・増床ができるよう病床規制の見直しを行うこと。
- (8) 看護師等を確保するために有効な支援措置を講じること。

### 2. 後発医薬品の利用促進及び普及について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進、普及支援及び取り組み強化により、国民健康保険事業の財政安定化及び被保険者の負担軽減を図ること。

### 3. 医療機関における控除対象外消費税の負担解消について

医療機関の仕入れに係る消費税（医薬品・医療材料等）は、診療報酬で仕入税額控除が適用されないため、医療に係る経費の消費税ゼロ税率を適用すること。

#### 4. 住民の健康増進に寄与する諸施策の支援について

- (1) ハード・ソフト一体となった総合的な健康づくり施策の推進は、国が主導的に推進し、同施策の重要性について積極的に住民意識の醸成を図り、総合特別区域法を活用した取り組みを支援すること。
- (2) 個人の受診状況や健康に関する情報データを第三者に提供する場合には、データの匿名化に明確な規定を設けること。
- (3) 予防施策の評価指標である健康寿命は、市町村単位で簡易に算出できる標準を早期に確立すること。

#### 5. 子どもに対する医療について

- (1) 子どもを安心して産み育てる環境づくりや子どもの健康の維持増進のため、国の責任において、都市自治体の財政負担が生じない安定的な医療制度を創設すること。
- (2) 子どもに対する医療制度を創設するまでの間は、現在の医療保険制度において、一部負担割合の軽減措置を義務教育終了時まで拡大するなどの窓口負担の軽減策を講じること。

#### 6. がん検診推進事業の継続実施等について

国庫補助されている女性特有の乳がん・子宮がん検診及び大腸がん検診推進事業について、今後も恒久的事業として継続実施し、財政措置を講じること。

#### 7. 妊婦健康診査事業について

- (1) 安心して妊娠・出産できる環境を整えるため、全国一律の恒久的な妊婦健康診査制度を導入し、財政措置を講じること。
- (2) 子ども子育て新システムの構築に当っては、現行の地方交付税と国庫補助による財政支援ではなく、国の責任により全額財政措置を講じる制度を創設すること。

#### 8. 予防接種等について

- (1) 定期予防接種化に伴う費用負担については、恒久的に全額国庫負担とすること。  
また、任意予防接種は都市自治体により公費助成に格差が生じているため、定期予防接種と同様に住民が等しく接種できる新たな法整備及び財政措置を講じること。
- (2) 早期に予防接種法を改正し、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの定期予防接種化への法令整備及び経費全額を国庫負担措置すること。  
また、定期接種化までの間、財政措置を継続実施すること。
- (3) 成人肺炎球菌ワクチン、ロタウィルスワクチン、水痘及び流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）について、定期接種化すること。  
また、定期接種化までの間、財政措置を講じること。

9. 生食用食肉の衛生基準に関する法整備について

生食用食肉の罰則付き新基準での牛レバーの取り扱いは、今後の検討事項とされているため、早急に実効性のある規制を確立すること。

10. アスベストによる健康被害対策について

- (1) アスベスト健康被害に関する国の全面調査実施とその結果の公表、救済制度の拡充及び健康管理制度を確立すること。
- (2) 中皮腫や肺がんのリスクを有する石綿ばく露の所見（胸膜プラーク等）のある者に対する検診の実施など、恒久的な健康管理システムを創設すること。
- (3) 住民自らが適切に健康管理を行うための必要なリスク情報を開示すること。

## 生活交通対策の充実強化について

(東 海)

生活交通対策は、地域住民の生活の足の確保及び活発な社会経済活動を支えるため、必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

#### 1. 地方鉄道存続に向けた支援について

- (1) 地方鉄道の路線維持確保のため、中小民間鉄道事業者や第三セクター鉄道会社の運行により生ずる経常損失に対する欠損補助制度を創設すること。
- (2) 沿線都市自治体を実施する利用促進策への支援制度並びに沿線都市自治体が行う鉄道事業者への支援制度を創設すること。
- (3) 岐阜県鉄道輸送高度化事業の対象となる鉄道事業者や第三セクター鉄道に、運行経費を含めた支援措置を講じること。

#### 2. コミュニティバス等運行補助の見直しについて

都市自治体のコミュニティバス等運行補助については、地域公共交通の維持確保や環境保護のため、昨年制定された地域公共交通維持改善事業を見直し財政措置を講じること。

#### 3. 幼児2人同乗用自転車の幼児同乗期間の延長について

幼稚園、保育所等の最年長学年の幼児が年度途中で6歳の誕生日を迎えた場合には、幼児2人同乗用自転車の幼児に該当するよう、道路交通法の幼児の定義を改正すること。

## 第6号議案

# 環境及び廃棄物・リサイクル対策の促進について

(東 海)

多様化する環境問題への関心が高まる中、地域住民が安全かつ安心して暮らすことができる快適な生活環境整備の一層の充実が求められている。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

## 記

### 1. 小型家電リサイクルについて

小型家電リサイクルにおいて、有用金属の再生利用により便益を受ける者が負担を適正かつ公平に分け合う制度を導入すること。

### 2. 温室効果ガス削減に取り組む都市自治体への支援について

温室効果ガス削減に取り組む都市自治体に、国と地方の役割を明確にした具体的かつ実現可能な工程を示し、再生可能エネルギーや蓄電池等分散自立型エネルギーの普及に十分な支援を継続すること。

### 3. ごみ焼却施設の解体に係る財政支援について

老朽化により休廃止するごみ焼却施設の撤去解体費用について、財政支援を講じること。

### 4. 簡易水道の上水統合に係る財政支援について

営農飲雑用水施設整備事業により取得した簡易水道施設を上水道に統合する場合、統合に係る事業費全額を補助対象経費とすること。

## 第7号議案

# 教育・文化施策の充実強化について

(東 海)

次代を担う子どもたちが健全に成長していくには、学校、家庭及び地域社会が相互に連携・協力し合う施策の充実が重要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

## 記

### 1. 35人学級編成の推進について

子ども一人ひとりにきめ細かな教育を保障するため、小学2年生の35人学級については、一時的加配措置でなく義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）を改正すること。

また、小学校3～6学年及び中学校2・3学年での35人学級の導入を図ること。

### 2. 学校・幼稚園の規模適正化の推進について

児童・生徒数の減少傾向による小規模校や複式学級の増加等の課題に対応するため、学校・幼稚園の統廃合等規模適正化の推進に向けた支援措置の充実を図ること。

### 3. 教職員等配置の体制整備及び財政支援について

(1) 標準授業時間数の増加、小学校における外国語活動や読書活動の推進、通常学級に在籍する特別に支援が必要な児童生徒への対応及び特別支援学級設置等について、都市自治体において柔軟かつ適切な人材配置ができるよう財政支援制度を創設するとともに、十分な予算額を確保すること。

(2) 一人ひとりの特性やニーズに応じた支援や教育環境を整えるため、特別支援学級の学級編成標準を、特別支援学校小中学部の学級編成標準に準じ8人から6人に改善すること。

(3) 児童生徒の問題行動に対応するために各種関係機関との連携が不可欠となっているため、スクールソーシャルワーカーの増員について財政措置を講じること。

(4) 中学校における国際理解や外国語学習、小学校における外国語活動の充実を図るため、地域人材や外国語指導助手の活用、小学校教員に対する指導方法の研修の強化等に対し財政措置を講じること。

### 4. 就学援助費の超過負担の解消について

要保護児童生徒に対する就学援助費について、都市自治体の超過負担が生じないように、補助率に基づき算出した補助金額を全額交付すること。

## 5. 外国人児童生徒の教育支援体制の充実について

- (1) 外国人児童生徒教育等に関して、個々の児童に応じた適応指導を推進するため、外国人児童生徒受入促進事業並びに定住外国人の子どもの就学支援事業の継続実施と財政措置の充実を図ること。
- (2) 外国人児童生徒の学習支援や日本語指導を行う国際化対応加配教員の増員を図るとともに、外国人児童生徒への特別支援の要否判定及び教員指導の専門知識を有する指導員を配置し、巡回体制を整備すること。
- (3) 外国人児童生徒の日本語能力や学習能力を判断するための判定基準を作成すること。

## 6. 学校教育施設の大規模改造について

教室不足、施設老朽化対策等の大規模改造事業に係る交付金について、十分な予算額を確保すること。

また、夏休み中の工事完了を可能とするため、より早期に交付内定を行うこと。

## 7. 公立高校の授業料無償化に伴う措置について

- (1) 公立高校の授業料無償化により拡大した公私間格差を是正するため、早急に就学支援金支給額の増額等の対策を実施すること。
- (2) 公立高等学校授業料不徴収交付金は、都市自治体がそれぞれ実施していた減免等の事情を反映した制度に改正し、平成24年度以降の交付金に反映すること。

## 8. 幼稚園就園奨励費について

幼稚園就園奨励費補助金について、都市自治体が就園奨励事業を縮小・廃止する原因となっている調整率を早急に廃止し、交付要綱に定める補助率に基づき算出した補助金額を全額交付すること。

また、補助要件の緩和による補助対象経費の増加に伴い都市自治体への補助率が補助対象経費の3分の1を割り込んでいる現状を改めるため、幼稚園就園奨励事業制度のあり方を抜本的に見直すこと。

## 9. 歴史的建造物の保全・復元とまちづくりの推進について

- (1) 行政事業レビューで景観形成総合支援事業は一旦廃止、歴史的環境形成総合支援事業は継続事業のみ支援とされているため、歴史的建造物等の保全・復元に係る支援制度を創設すること。
- (2) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく取り組みに、ハードソフト両面にわたる総合的な支援制度を追加すること。
- (3) 重要伝統的建造物群保存地区を目指した保存対策調査実施地区の啓発事業、伝統的建造物群保存地区での住宅設備の更新や住民団体のまちづくり活動を補助対象とするよう財政措置を講じること。

## 都市基盤の整備促進について

(東海)

地域の活性化と地域住民が豊かな生活を実現する上において、道路、港湾等の都市基盤整備は、喫緊の課題である。

よって、国におかれては、道路、港湾等の都市基盤の整備促進を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

#### 1. 社会基盤整備の予算確保について

高規格幹線道路や遅れている地方の道路整備に加え、東海地震等に備えた橋梁の耐震補強や修繕、生命財産を自然災害から守る治水砂防事業、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の社会基盤整備の計画的かつ着実な実施に、必要な予算を確保すること。

#### 2. 投資的事業への交付金等について

社会資本整備総合交付金をはじめとする投資的事業への交付金等について、採択された整備計画に基づき満額を交付し、交付率等による減額を行なわないこと。

また、次年度の見通しについて、都市自治体の予算編成時期に合わせた情報提供を行うこと。

#### 3. 土地区画整理事業について

地価の下落に伴う保留地処分金の減少に対応するため、都市再生土地区画整理事業の補助率を引き上げること。

また、市街地の拡大整備にも対応する、地域の実情に合った補助制度を創設すること。

#### 4. 土地利用などの充実について

(1) 「農地法」や「農業振興地域の整備に関する法律」「都市計画法」の土地利用規制の中で「やむを得ない必要性」の事案に関しては一定の条件のもと特例的な規制緩和が必要なため、関係法令等の規制を緩和するとともに審査手続き等の所要時間の短縮を図ること。

(2) 地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、区域区分（線引き）制度について、区域区分の拡大が短期間で行えるようにするなど抜本的な見直しを行うこと。

(3) 地籍調査事業を国による実施事業とすること。なお、現行どおり各自自治体が主体の場合は、調査費用の負担軽減を図るよう予算を確保すること。

## 5. 良好な景観形成のための支援制度創設について

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なため、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用を中心とした取り組みへの支援制度を創設すること。

## 6. 除雪に係る経費に対する柔軟な交付金または補助金の制定について

除雪事業経費は予測ができないため、実際にかかった経費に対して翌年度に補助するなどの柔軟な交付金または補助金を制定すること。

## 7. 道路等の整備促進について

- (1) 岐阜県内の広域的道路網を構築する高規格幹線道路である東海北陸自動車道の4車線化整備に予算を確保し、早期かつ着実に実施すること。
- (2) 産業創出や雇用拡大等地域活性化に大きな期待が寄せられている東海環状自動車道の西回り区間の早期完成を目指し、事業の促進を図ること。
- (3) 岐阜西濃圏域を結ぶ産業経済の大動脈として重要路線である国道21号の6車線化の整備促進と、岐阜南部横断ハイウェイの早期整備を図ること。
- (4) 東名阪自動車道の交通渋滞が極めて激しい四日市から亀山区間において、渋滞の解消に資する新名神高速道路の三重県区間の整備を早急に進め、早期供用開始を実現すること。
- (5) 伊勢志摩連絡道路のうち、伊勢市二見町松下から鳥羽市白木間の第二伊勢道路及び国道167号鵜方磯部バイパスの早期完成と鳥羽市白木から志摩市磯部町恵利原の未着手期間を新規事業として早急に採択すること。
- (6) 国道1号の伊勢大橋架替事業に早期着手すること。

## 8. リニア中央新幹線事業に伴う関連整備について

岐阜県全域にリニア中央新幹線の波及効果を行き渡らせるために、必要な機能整備を国家プロジェクトとして位置付け、都市自治体へ財政的・制度的な支援をすること。

## 9. 東海道新幹線「静岡空港駅」設置について

関東圏と関西圏の中央に位置する富士山静岡空港と新幹線新駅との直結について、国家的プロジェクトに値する重要課題としての議論を高め、新駅設置の早期実現に向け関係者への強い働きかけを行うこと。

## 10. 港湾・海岸整備の推進について

- (1) 港湾は、産業と経済の発展を支える重要な交通基盤インフラであり、陸・海・空を結ぶ新たな交通ネットワークが形成されるなど、国際的にも産業活動の拠点として発展できるよう、バースの増設など港湾整備事業を推進すること。
- (2) 国際バルク戦略港湾に選定された名古屋港について、大型船に対応するための整備に必要な支援を行うこと。また、国際産業ハブ港の形成に向け、インフラ整備を始めとする必要な支援を行うこと。

(3) 海岸域の住民の生命・財産を守ることや美しい海岸景観の保全など国土を保全するため、総合的な土砂管理対策を講じること。

1 1. 治水事業の推進について

川上ダム建設事業の必要性を速やかに検証し、平成27年度の事業完成工期を厳守すること。

## 農林施策の充実強化について

(東 海)

農地や農業者の高齢化等による農業従事者の減少の中、持続的な農業の発展と食料自給率の安定的確保が、課題となっている。

また、ナラ枯れなどによる樹木の枯渇も国土保全から課題である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

#### 1. 農業・農村整備事業推進のための財政措置について

農業・農村整備事業の計画的な推進のため、中山間地域の農業・農村整備に十分な財政措置を講じること。

#### 2. 農地転用許可規制の緩和について

- (1) 都市自治体が、少子化対策等に係る公共施設を設置する場合には、行政運営の支障とならないよう農地の転用許可規制を緩和すること。
- (2) 高速道路網の優位性を活かした高速道路の出入口周辺のまちづくりの支障となっている第2種農地及び第3種農地の農地転用許可基準を緩和すること。

#### 3. 森林整備事業の強化拡充と林業振興対策について

- (1) 森林・林業再生プランの着実な推進に向け、継続的かつ安定的な森林整備事業に対する財政措置を講じること。
- (2) 林産業の振興と森林保全に寄与する間伐や植栽に対する財政措置を拡充すること。
- (3) 間伐補助事業が搬出間伐と限定されたが、搬出が困難な路網未整備地や奥地等については、切捨間伐に対する補助制度を創設すること。
- (4) 林産業等の振興と森林保全に寄与する建築物への県産材利用に、支援制度の継続と強化拡充を図ること。
- (5) 治山事業の推進、間伐材搬出の路網整備、間伐促進対策、奥山等の環境林整備のため、支援策の強化拡充を図ること。
- (6) 山腹崩壊等危険地の災害防止や森林保全のため、流域全体を見据えた計画的かつ効率的な治山対策事業を早急に実施すること。

#### 4. 森林被害対策の強化について

国有林のナラ枯れ被害等の駆除予防対策を早期に実施し、都市自治体が有効な被害対策ができるよう補助対象の被害対策メニューの拡充と財政措置を講じること。

## 5. 鳥獣被害防止対策について

- (1) 鳥獣による農作物や森林等への被害を防止し、農地や森林等を保全するため、市町村や県域を越えた広域的な被害防止策を構築すること。
- (2) 科学的方法等による鳥獣の個体数調査を実施し、不妊対策など繁殖抑制策を早期に策定すること。
- (3) 猟友会の増員等により捕獲など個体数の抑制を促進すること。
- (4) 捕獲技術者の養成や技術向上施設である射撃場整備を鳥獣被害防止特措法に明記し、鳥獣被害防止総合対策事業の補助対象に射撃場整備事業を加えること。
- (5) 鳥獣被害防止の施設設置活動に定額交付される鳥獣被害防止総合対策交付金の継続実施とともに、地域の実情に応じたメニューや単価設定等の見直しなど十分な財政措置を講じること。
- (6) 鳥獣による農林水産業の被害防止のため、補助対象2年目以降もモンキードッグの訓練費用を補助対象とすること。併せて、耐雪仕様の侵入防止柵の補助上限単価を引き上げること。

## 6. 食品の放射線検査体制の充実について

新たな放射線基準値の制定に伴う食品の安全性を確保するため、国の責任において、検査体制の充実強化策を講じること。

併せて、一部食品の新基準経過措置による混乱が生じないよう対策を強化すること。

## 第10号議案

# 経済・雇用施策の充実強化について

(東 海)

活発な経済社会の構築のため、地域産業の振興や雇用の安定確保は重要な課題である。よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

1. 震災・原発事故の影響を受けた観光面における風評被害に対する誘客支援について  
外国人観光客の増加を図るため、国内外の風評被害の払拭と誘客事業の継続及び関係事業の支援を拡充すること。
2. 緊急雇用事業の再事業化について  
平成23年度で終了する緊急雇用事業を平成24年度に再度事業化し、緊急雇用創出事業臨時特例交付金の追加交付をすること。